

令和 6 年 9 月 成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
5	・ 成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	3
6	・ 成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例	7
7	・ 成田市国民健康保険条例	8
8	・ 成田市印鑑条例	8
9	・ 成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例	9

○議案第5号資料

- ・成田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第2			別表第2		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。), 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)又は外国人生活保護事務に関する情報(以下「外国人生活保	1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供, 保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。), 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)又は外国人生活保護事務に関する情報(以下「外

現行			改正案		
		護関係情報」という。)であって規則で定めるもの			国人民生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
略			略		
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報，介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給，地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)，公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報(以下「公営住宅管理関係情報」という。)，健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報，子ども医療費助成事務に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)，高校生等医療費助成事務に関	5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給，被保護者健康管理支援事業の実施，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報，介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給，地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)，公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報(以下「公営住宅管理関係情報」という。)，健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報，子ども医療費助成事務に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)，高校生等医療費助成事務に関

現行			改正案		
		する情報(以下「高校生等医療費助成関係情報」という。), 母子家庭等医療費助成事務に関する情報(以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。), ねたきり高齢者福祉手当支給事務に関する情報(以下「ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報」という。), 重度認知症高齢者介護手当支給事務に関する情報(以下「重度認知症高齢者介護手当支給関係情報」という。), 重心医療費助成事務に関する情報(以下「重心医療費助成関係情報」という。), 障害者福祉手当支給事務に関する情報(以下「障害者福祉手当支給関係情報」という。), 地域生活支援助成事務に関する情報(以下「地域生活支援助成関係情報」という。), 日常生活用具給付等事務に			する情報(以下「高校生等医療費助成関係情報」という。), 母子家庭等医療費助成事務に関する情報(以下「母子家庭等医療費助成関係情報」という。), ねたきり高齢者福祉手当支給事務に関する情報(以下「ねたきり高齢者福祉手当支給関係情報」という。), 重度認知症高齢者介護手当支給事務に関する情報(以下「重度認知症高齢者介護手当支給関係情報」という。), 重心医療費助成事務に関する情報(以下「重心医療費助成関係情報」という。), 障害者福祉手当支給事務に関する情報(以下「障害者福祉手当支給関係情報」という。), 地域生活支援助成事務に関する情報(以下「地域生活支援助成関係情報」という。), 日常生活用具給付等事務に

現行			改正案		
		関する情報(以下「日常生活用具給付等関係情報」という。), 疾病児童等日常生活用具給付事務に関する情報(以下「疾病児童等日常生活用具給付関係情報」という。), 補聴器購入費助成事務に関する情報(以下「補聴器購入費助成関係情報」という。)又はグループホーム等家賃助成事務に関する情報(以下「グループホーム等家賃助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの			関する情報(以下「日常生活用具給付等関係情報」という。), 疾病児童等日常生活用具給付事務に関する情報(以下「疾病児童等日常生活用具給付関係情報」という。), 補聴器購入費助成事務に関する情報(以下「補聴器購入費助成関係情報」という。)又はグループホーム等家賃助成事務に関する情報(以下「グループホーム等家賃助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
略			略		

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給, 被保護者健康管理支援事	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報又は就学援助事務に

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給, 被保護者健康管理支	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報又は就学援助事務に

現行				改正案			
	業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		関する情報(以下「就学援助関係情報」という。)であって規則で定めるもの		援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		関する情報(以下「就学援助関係情報」という。)であって規則で定めるもの
略				略			

○議案第6号資料

・成田市児童ホームの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第3条 略			第3条 略		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略			略		
成田市平成児童ホーム	成田市江弁須617番地2	<u>50人</u>	成田市平成児童ホーム	成田市江弁須617番地2	<u>40人</u>
成田市平成第二児童ホーム	成田市江弁須617番地2	<u>30人</u>	成田市平成第二児童ホーム	成田市江弁須617番地2	<u>40人</u>
成田市成田児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人	成田市平成第三児童ホーム	成田市江弁須617番地2	<u>40人</u>
略			成田市成田児童ホーム	成田市幸町948番地1	40人
成田市本城第二児童	成田市本城178番地1	40人			

現行			改正案		
ホーム			略		
成田市大栄第一児童ホーム	成田市伊能125番地	40人	成田市本城第二児童ホーム	成田市本城178番地1	40人
略			成田市本城第三児童ホーム	成田市本城178番地1	40人
			成田市大栄第一児童ホーム	成田市伊能125番地	40人
			略		

○議案第7号資料

・成田市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
(罰則) 第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第14条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

○議案第8号資料

・成田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
(印鑑登録証明書の交付申請等)	(印鑑登録証明書の交付申請等)

現行	改正案
第15条 略 2 略 3 前各項の規定にかかわらず、<u>印鑑登録者(成田市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成24年条例第59号。以下「住基カード条例」という。)</u>第4条に規定する利用対象者を除く。)<u>は</u>、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))を使用して暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	第15条 略 2 略 3 前各項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機であって、証明書等の交付の用に供するものに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))を使用して暗証番号その他必要な事項を入力する方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

○議案第9号資料

・成田市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(布設工事監督者の資格) 第4条 略 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道に関する技術上の実務に</u>	(布設工事監督者の資格) 第4条 略 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水</u>

現行	改正案
従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験</u>を有する者	<u>道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(<u>次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。), 5年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(<u>次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に</u>

現行	改正案
(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生に<u>あつては1年以上</u>、第2号の卒業生に<u>あつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (7) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>	限る。) (7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(<u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>) (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生に<u>あつては2年以上</u>、第2号の卒業生に<u>あつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (9) 外国の学校において第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定

現行	改正案
2 <u>簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と読み替えるものとする。</u>	<u>による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u> 2 <u>簡易水道事業の用に供する水道(以下「簡易水道」という。)については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の</u>

現行	改正案
(水道技術管理者の資格) 第5条 略 (1) <u>前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者</u>	<u>工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>」とあるのは「<u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第8号中「<u>2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u>」とあるのは「<u>1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>」と、同項第9号中「<u>最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>」とあるのは「<u>水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第10号中「<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u>」とあるのは「<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>」と、同項第11号中「<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)</u>」とあるのは「<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>」と読み替えるものとする。 (水道技術管理者の資格) 第5条 略 (1) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する</u>

現行	改正案
(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学</u>、理学、農学、医学若しくは薬学に関する<u>学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者。次号において同じ。))については7年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する	<u>学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の<u>課程</u>又はこれらに相当する<u>課程</u>(<u>土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。</u>)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了者。次号において同じ。))については7年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修

現行	改正案
程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略 2 簡易水道又は1日最大給水量が<u>1,000立方メートル</u>以下である専用水道については、前項第1号中「<u>簡易水道以外の水道</u>」とあるのは「<u>簡易水道</u>」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と読み替えるものとする。	得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> 2 簡易水道又は1日最大給水量が<u>10,000立方メートル</u>以下である専用水道については、前項第1号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6月以上</u>」と、「<u>5年以上</u>」とあるのは「<u>2年6月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」とあるのは「<u>3年6月以上</u>」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「<u>1年以上</u>」とあるのは「<u>6月以上</u>」と、同項第8号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6月以上</u>」と読み替えるものとする。